

第3コース(大型・小型兼用コース) の老朽更新が完了しました。

関東検査部山梨事務所

新しい機能

1. ABSの車種選択に大型トラックの多軸車(3・4軸等)を選択できるようになりました。



2. ヘッドライトテスターへの追突防止のため、検査開始ボタンを新設しました。

- ①まずははじめに、従来どおり停止位置をストップにあわせてください。
②下車し、下向き測定・上向き測定を選択後、測定開始ボタンを押下してください。



3. HID及びLED対応のヘッドライトテスターに変更しましたので、HID及びLEDの自動車は、3コースでヘッドライト検査を受検してください。

<三菱自動車工業(株)からのお知らせ>

三菱『RVR』『デリカD:5』の一部車種の エコカー減税率（重量税・取得税）が変わります。

この度は、当社製車両の燃費不正問題につきまして、お客様をはじめ関係される皆様に、多大なるご迷惑とご心配をおかけしており、心よりお詫び申し上げます。再発防止に真摯に取り組み、信頼回復に向けて力の限りを尽くして参ります。

今般、国土交通省による当社製車両の燃費確認試験結果の示達があり、諸元値を下回った車種について2016年8月30日に新燃費値を国土交通省へ届け出ました。

燃費値の修正に伴い、『RVR』（2014年4月発売モデル以降）、『デリカD:5（ガソリン車）』（2012年7月発売モデル以降）について、エコカー減税率等が変更となり、重量税（新車新規検査時/初回継続検査時等）、取得税（新車・中古車）の税額が増加する車両がございますので、概要につきお知らせ致します。

(1)新税率の適用日

2016年9月13日（火）の納付分より新税率が適用となります。

2016年9月12日までに納付頂いたものにつきましては、別途発生する税差額を三菱自動車が責任を持って納付致します。
なお、2016年9月13日以降、新税率が適用された結果、税額が増額する分は、当社がお客様へお支払いする損害賠償に含まれておりますので、お客様には新税額（増額分を含む）での納付をお願い致します。

(2)各車種の重量税、取得税の変更内容

各車種の重量税、取得税の内容（新旧比較）は下表をご確認下さい。

通称名	型式 指定番号	類別 区分番号	重量税の特例措置						取得税の特例措置			
			重量税 (新車) 減免率		重量税額（円）				取得税			
					新車新規検査 (3年)		初回継続検査等 (2年)		(新車) 減免率		(中古車) 控除額	
			旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新
RVR	16999	1001～1042	25%軽減	当分の間	16,800	36,900	15,000	24,600	20%軽減	減税対象外	5万円控除	控除なし
		1043～1044	本則適用	当分の間	22,500	36,900	24,600	24,600	減税対象外	減税対象外	控除なし	控除なし
		1045～1082	25%軽減	本則税率	16,800	22,500	15,000	24,600	40%軽減	減税対象外	15万円控除	控除なし
デリカ D:5	15642	2001～2039	本則適用	当分の間	30,000	49,200	32,800	32,800	減税対象外	減税対象外	控除なし	控除なし
	17074	1001～1014	25%軽減	25%軽減	22,500	22,500	20,000	20,000	40%軽減	20%軽減	15万円控除	5万円控除

※上記表は自家用車の場合

(3)自動車重量税還付申請の際の注意点

廃車等の理由で自動車重量税還付申請を行う場合、還付額が変更になる可能性がありますので、当該申請に関しては、個別にご相談ください。

(4)本件に関するお問い合わせ先

三菱自動車 お客様相談センター：0120-324-860

【受付時間】9時～17時（土・日：9時～12時、13時～17時）

いすゞ自動車(株)製大型観光バスのショックアブソーバー腐食点検について

いすゞ自動車(株)製大型観光バスにおいて、融雪剤を多く使用される地域での走行等により、ショックアブソーバーの取付部が腐食することがあり、適切な点検・整備がなされずにそのまま長期間を使用を続けると、腐食が進行してショックアブソーバーが折損する場合があります。特に、フロントショックアブソーバー（右側）が折損すると、ショックアブソーバーが倒れてハンドル操作機構のピニオンシャフトに干渉し、最悪の場合、ハンドル操作が不能となるおそれがあり、これまでにハンドル操作不能の物損事故が3件発生していることから、今般、国土交通省より、下記事項についての周知依頼がありました。

つきましては、平成4年7月から平成17年8月に生産された大型観光バスのサービスキャンペーン対象車両（別紙1）の「ガーラ」「スーパークルーザー」のショックアブソーバーの点検又は車検を行う際は、いすゞがホームページで公表している「大型観光バスいすゞ・スーパークルーザー/ガーラ（LV7型車）ショックアブソーバーの確実な点検について」を参考に、適切に対応していただくようお願ひいたします。

※ いすゞ自動車ホームページ <http://www.isuzu.co.jp>

ニュース・お客様へのお知らせ（大型観光バスLV7型車ショックアブソーバー取り付け部の点検方法についてのお知らせ）

記

1. サービスキャンペーンの対象の車両について、ショックアブソーバーの点検又は車検を行う場合には、いすゞが公表している「大型観光バス（LV7型車）ショックアブソーバー取り付け部の点検方法について」を参考に、適切に対応して下さい。
2. いすゞ自動車(株)の無料点検を受けていない車両については、使用者に当該点検を受けるようアドバイスをして下さい。

(別紙 1)

対象車両

車名	型式	通称名	対象車の含まれる範囲 (車台番号/製作期間)	対象車の 台数	備考
いすゞ	KL-LV774R2	「ガーラ」	LV774R2-3000001～LV774R2-3000542 平成12年1月11日～平成16年6月14日	538	
	KC-LV780H1		LV774R2-7000001～LV774R2-7000213 平成16年6月18日～平成17年8月22日	212	
	KL-LV780H2		LV780H1-3000002～LV780H1-3000186 平成9年5月8日～平成12年6月20日	180	
	KC-LV781N1		LV780H2-3000001～LV780H2-3000094 平成12年7月12日～平成16年5月14日	94	
	KL-LV781N2		LV780H2-7000001～LV780H2-7000031 平成16年7月9日～平成17年8月22日	31	
	KC-LV781R1		LV781N1-3000001～LV781N1-3000013 平成8年7月5日～平成11年4月16日	13	
	KL-LV781R2		LV781N2-3000001～LV781N2-3000005 平成12年7月12日～平成13年12月25日	5	
	KC-LV782R1		LV781R1-3000001～LV781R1-3000366 平成8年6月12日～平成12年6月22日	340	
	U-LV771N	「スーパー クルーザー」	LV771N-3000019～LV771N-3000036 平成5年3月18日～平成7年6月21日	11	
	U-LV771R		LV771R-3000670～LV771R-3001366 平成4年7月24日～平成7年8月22日	550	
	KC-LV781N		LV781N-3000001～LV781N-3000013 平成7年9月29日～平成8年12月26日	13	
	KC-LV781R		LV781R-3000001～LV781R-3000303 平成7年8月30日～平成11年6月23日	277	

〈ご注意〉

1. 対象車の含まれる車台番号の範囲には、対象とならない車両も含まれます。
2. 対象車の製作期間はご購入の時期とは異なります。

スキャンツール補助の公募開始

最終

スキャンツール本体の購入を行う自動車整備事業者に対し、購入経費の一部を補助するための公募を開始いたします。

公募対象者：

- ア. 自動車分解整備事業者（車両法第78条）
- イ. 優良自動車整備事業者（車両法第94条）

2台目OK！
買い替えOK！

公募期間：（3次公募）

平成28年9月30日（金）～11月4日（金）（消印有効）

※申請の合計額が予算額に達した場合、公募期間内であっても公募は終了します。

補助の概要：

一定要件を満たすスキャンツール本体の購入経費の一部

※パソコンやプリンター等、周辺機器の購入経費を除く。

・補助率 1/3・補助上限額 10万円（1事業場あたり）

※補助申請の合計額が予算額を超える場合には、採択された場合でも補助率や補助上限額を減額する場合があります。予めご了承下さい。

詳しくは…

問い合わせ先（平日9時～17時）



パソコン 補助

検索

→パシフィックコンサルタンツ(株)特設ページ
<http://pacific-hojo.jp>

パシフィックコンサルタンツ株式会社

陸上輸送燃費改善事業事務局

TEL03-5280-9501（直通）

●申請等の流れ (一例)

※書類不備等でこのとおりに
ならない場合があります。



全国の整備相談所に寄せられた整備相談事例 Vol. 57

ケースその1

【内容】・車名：軽自動車　　・登録年月：不明　　・走行距離：不明

車検終了後にハンドルを右に切った時におかしいので、車検を取ったところに持っていたら、お金がかかると言われた。「車検が切れていないのに、車検をやったところで保証しないのはおかしいのではないか」と相談に来た。

【対応】

先ずどこの工場なのか確認すると、会員ディーラーであった。車検を何時行ったのか伺うと、1年以上前とのことだった（実際には1年半前）。点検記録簿を示して保証期間等について説明をし、1年定期点検整備を実施したのか伺ったが、車検を取ったのだから車検期間は補償すべきとの主張を繰り返すので、検査と点検整備の違いを説明した。相談者は、「1年点検をしなければならないのなら、点検の知らせをくれないディーラーが悪い」と主張を変えてきたので、車両法を示して自己管理責任について説明をしたが、なかなか理解をして頂けなかった。結局どうしたら良いのか伺ったところ、いきなりお金がかかると言われた事に納得がいかないようだったので、ディーラーの対応が至らなかった点について、機会を見て工場側に注意をすることで、納得頂いた。また、相談者に対しては、補償しろではなく、調子が悪いところがあるので1年点検と併せて見て欲しいと依頼するように助言した。

今月の配布物について

①リサイクル部品活用推進キャンペーン

「使って良かった！メリットいっぱいの自動車リサイクル部品」本キャンペーンは、資源の有効利用と産業廃棄物問題の解決に寄与するものであり、環境に優しい自動車整備事業場への取り組みとして、リサイクル部品の利用推進のため、啓発用ポスターの掲示をよろしくお願ひ致します。

・ポスター 各工場1枚



②整備機器の事故撲滅を目指して

一般社団法人日本自動車機械工具協会では、整備機器の使用に伴う事故防止を啓発するためのポスターを新たに作成し、当会あてに提供がありました。

各事業場においても整備機器の使用に伴う事故防止を図るよう、啓発用ポスターの掲示をよろしくお願ひ致します。

・ポスター 各工場1枚



第41回「整備需要等の動向調査」結果の概要について

1. 目的

本調査は、自動車整備事業場における整備需要等の動向について、直近の6ヶ月間における業績及び向こう6ヶ月間の業績予想を把握することにより、自動車整備業界の発展に資するために平成8年7月から半年毎に実施しているものである。

2. 調査時期：平成28年7月 ・調査地区：全国

3. 調査対象：専業の認証（回収数243）：専業の指定（回収数370）

：ディーラーの指定（回収数307）

回収合計920

4. 調査結果の概要

(1) 今回の調査は平成28年7月時点の調査（平成28年1月～6月の6ヶ月間）であり、次の点に注目する必要がある。

・実質GDP成長率（1次速報値）は、対前期比1～3ヶ月期+0.5%、4～6ヶ月期0.0%。

（名目GDP成長率は、対前期比1～3ヶ月期+0.8%、4～6ヶ月期+0.2%）

・1月～6月の家計消費支出（家計調査・総世帯、2四半期の合計）は、対前年同期比▲2.4%。自動車維持費は▲8.6%で、その主な内訳はガソリン▲19.7%、自動車等部品・関連用品▲1.1%、自動車整備費+2.4%。

・景気動向指数（CPI一致指数）の基調判断は、「足踏み」（1月～6月）で推移。

(2) 今期（平成28年1月～6月）の総整備売上高DI、総入庫台数DIは共に、前期に対し低下。（プラス成長と回答した事業者の割合から、マイナス成長と回答した事業者の割合を差し引いた数値）

・業態別で見ると、総整備売上高DIは、専業認証は上昇（ただし微増）、専業指定とディーラーが低下。総入庫台数DIは、専業認証とディーラーは上昇、専業指定が低下。景気は足踏み状態にあり家計支出は抑制傾向が続いていることを考慮すると、緊急度の低い臨時整備、一般整備等の減少や軽微な事故修理の先送り（又は中止）等が増加していることが考えられる。

・また、専業指定とディーラーの総整備売上高DIが低下していることから、車検整備の減少が考えられる。これは、東日本大震災（平成23年3月）とリーマンショック（平成20年9月）後の、新車販売が減少した時期の車（いわゆる「2014年問題」の対象車）が、2回目、3回目の継続検査を迎えたことにより、入庫台数が減少したためと推測される。

・なお、ディーラーの総入庫台数DIは逆に上昇していることから、ディーラーはメンテナンスパックの販売強化や高い技術力が求められるハイブリッド車の入庫促進、消耗品やカー用品などの提案販売を強化することにより、総整備売上高DIの低下を小幅に留めたと推測される。

(3) 来期（平成28年7月～12月）の業績予想では、総整備売上高DI、総入庫台数DIは共に、前期に対し上昇。

・業態別では、両DI共に専業認証と専業指定は低下したが、ディーラーは上昇。

・景気の先行きを不安視している専業事業者が、両DIの低下を予想していると推測される。

・ディーラーは、今期の継続検査台数の減少問題が解消し来期には台数増加が見込めるため、両DI共に上昇していると推測される。

(4) 整備業界全体の景況感DIは低下。

・前期に続き2期連続の低下。業態別では専業認証以外の業態で低下しており、今期の総整備売上高DIがそのまま反映された結果と考えられる。

・景況感DIは、調査時期により変動はあるものの大幅なマイナスで推移しており、過半数以上の事業者は業界の景気は悪いと感じている。

自動車技術総合機構からのお知らせ

直前及び側方の視界を確保するための鏡又はカメラについて、検査後の取り外し及び一時的な取り付け等を防止するため、次に掲げる例によるもの及びこれらに類する物は、

保安基準に適合しません

■ 保安基準に適合しないものの例

- (1) 粘着テープ類(自動車部品の取付けを目的として設計制作されたものを除く)、ロープ類又は針金類により取付けられているもの
- (2) 挟込み又は差込みによる取付け等、工具を用いずに容易に取外すことが出来る方法により取付けられているもの
- (3) 扉、窓ガラス等の開閉により脱落する又はそのおそれがある方法により取付けられているもの
- (4) 取付け部が吸盤形状であることが外観上明らかなもの
- (5) 貼付けられたシート等の上に接着固定されているもの
- (6) 手指で搖する、取付け部が浮き上がらないかどうかめくろうとする等により確認した結果、取付け部の一部が車体から離脱するもの、緩み又はガタがあるもの
- (7) 当該装置を取付けた状態のままで、自動車登録番号標又は車両番号標の取外しができないもの
- (8) 延長器具を介して取付けられているもの(溶接又はリベットにより結合され取外すことが出来ないもの及び原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車に取付けられているものを除く)。
- (9) カメラの配線(配線の周囲の保護部材等を含む)が、バンパ及び後車鏡等を含む自動車の外側表面上に確認できるもの。ただし、次に掲げる配線部分はこれに該当しないものとする。
 - ア 溶接又はリベットにより確実に取付けられていることが明らかなカメラにあっては、当該カメラを取付けるための必要最小限の配線部分
 - イ ボルト・ナット又はネジにより確実に取付けられていることが明らかなカメラにあっては、(ア)または(イ)に掲げるもの
 - (ア) 当該カメラを取付けるための必要最小限のものであって長さ 30mm 未満の配線部分
 - (イ) バンパを除く自動車の下面に固定された必要最小限の配線部分



粘着テープによる取付



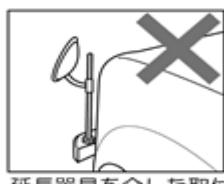
取付け部が吸盤形状



シート上の接着固定



延長器具を介した取付



延長器具を介した取付



※ドアミラー
カメラの配線露出

※ 詳細については、当機構のホームページに掲載している審査事務規程4-4、7-100、8-100をご参照ください。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。



独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology